

山梨県公報

号外第三号

令和三年

二月十八日

木曜日

目次

規則

- 山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………一
- 博物館の登録に関する規則を廃止する規則……………一

規則

山梨県規則第二号

山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和三十一年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表備考第一号中「及びハ」及び「次号ハ(1)において同じ。」を削り、同表備考第二号ハを削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和三年六月以前の月分の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者の入院に要する費用(以下この項において「入院費用」という。)の徴収については、なお従前の例による。この場合において、「入院費用」という。までの月分の入院費用の徴収に係るこの規則による改正前の別表の規定の適用については、同表備考第二号ハ中「地方税法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する

法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方税法」とする。

山梨県規則第三号

博物館の登録に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和三年二月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

博物館の登録に関する規則を廃止する規則

博物館の登録に関する規則(令和二年山梨県規則第二十一号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番